

統一的な基準による財務書類  
(令和3年度決算)

広島県

世 羅 町

## 目次

---

1. 概要 .....	- 1 -
2. 資金仕訳作業 .....	- 3 -
3. 貸借対照表計上額 .....	- 9 -
4. 行政コスト計算書計上額 .....	- 9 -
5. 純資産変動計算書計上額 .....	- 9 -
6. 資金収支計算書計上額 .....	- 9 -
7. 4表の関係性について .....	- 10 -
8. 法適用会計及び連結団体の読み替え作業 .....	- 11 -
9. 連結団体の按分表 .....	- 12 -
10. 連結相殺消去作業 .....	- 12 -
11. 資料 .....	- 13 -

# 1. 概要

## (1) 目的

本町における決算財務会計データの分析・解析を行い、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」に基づいた財務書類（以下「統一基準財務書類」とする）の作成を行います。

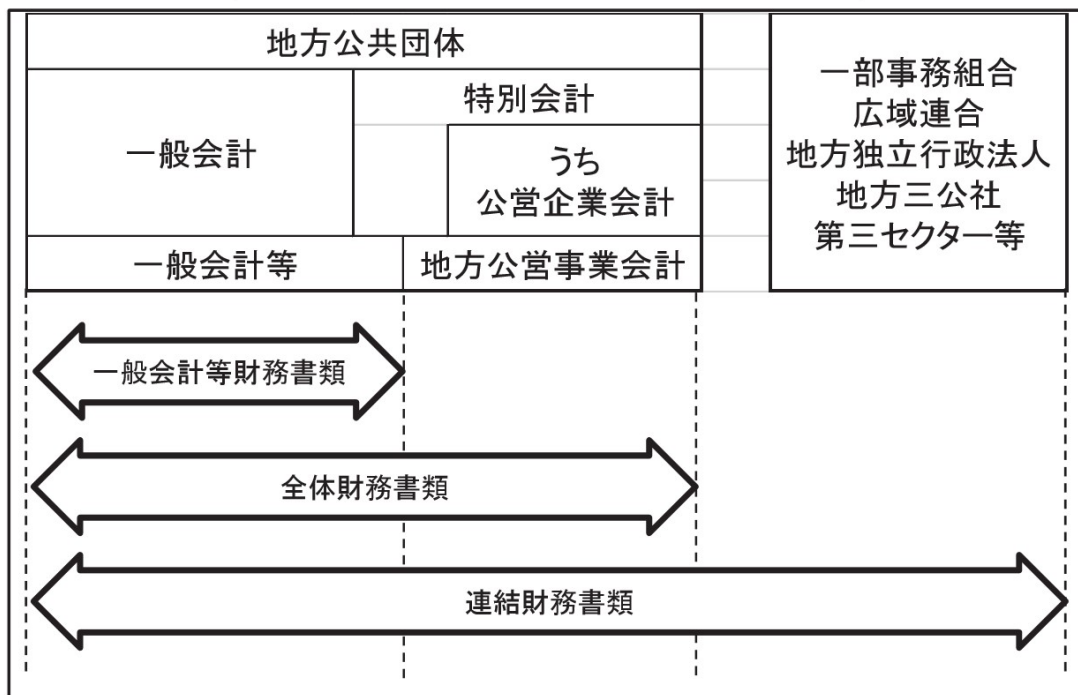
また、現状の把握及び将来的な経営の改善に資するための資料作成を行い、健全な自治体経営を目的とします。

## (2) 対象範囲

統一基準で求められている「財務書類」作成について、その対象となる会計は地方公共団体の一般会計のみならず、公営企業会計をはじめとする特別会計、住民サービスの一端を担う一部事務組合・広域連合、出資金や負担金及び補助金の点で地方公共団体と深い関係を持つ、地方三公社や第三セクター等を含めることとなっています。

※公営企業会計（法適用）や地方三公社・第三セクター等は、すでに固定資産情報の集約や複式簿記が採用されているため（法定決算書類にて、貸借対照表・損益計算書が掲載されている）、統一基準財務書類の勘定科目に合わせるための法定決算書類の読替えを行います。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」28頁）

本町の財務書類における対象範囲は以下のとおりです。

会計区分	会計名称	連結区分	作成方法
一般会計等	一般会計	一般会計等財務書類	仕訳・財務書類作成
公営企業 (法適用)	上水道事業会計	全体財務書類	読替
	公共下水道事業会計	全体財務書類	読替
公営企業 (法非適用)	農業集落排水事業特別会計	全体財務書類	仕訳・財務書類作成
公営事業会計 (その他)	国民健康保険事業特別会計	全体財務書類	仕訳・財務書類作成
	介護保険事業特別会計	全体財務書類	仕訳・財務書類作成
	介護サービス事業特別会計	全体財務書類	仕訳・財務書類作成
	後期高齢者医療制度特別会計	全体財務書類	仕訳・財務書類作成
一部事務組合・ 広域連合	世羅中央病院企業団	連結財務書類	按分
	広島県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	連結財務書類	按分
	広島県後期高齢者医療広域連合 (特別会計)	連結財務書類	按分
	世羅三原斎場組合	連結財務書類	按分
	広島中部台地土地改良施設 管理組合	連結財務書類	按分
	三原広域市町村圏事務組合	連結財務書類	按分
	広島県市町総合事務組合 (退職手当事業)	連結財務書類	按分
広島県市町総合事務組合 (公務災害事業)	連結財務書類	按分	
第三セクター	株式会社セラアグリパーク	連結財務書類	読替

※作成方法の「仕訳・財務書類作成」は伝票データや固定資産台帳データを基に財務書類作成を行った会計、「読替」は法定決算書を統一基準の読み替え方法で読み替えを行い連結した会計、「按分」は各会計より受領した財務書類を負担割合に応じて按分を行い連結した会計を示します。

## 2. 資金仕訳作業

統一基準では、歳入歳出の「資金仕訳」によって財務書類上の計上先を確定させることが必要となります。その際は、総務省の「財務書類作成要領」における仕訳要領に従います。

原則、一件の歳入歳出に対して一件の仕訳パターンが特定されます（「別表6-1 歳入科目（特定）」「別表6-2 歳出科目（特定）」）が、歳入歳出の科目によっては、一件の歳入歳出に対して二件以上の仕訳先が適用される場合があります（複数仕訳）。複数仕訳の内容を確定させるには、一件の歳入歳出の内訳調査が必要になる点に注意が必要です。

複数仕訳の具体例として、工事請負費は、一件の歳出（伝票・執行記録）で、費用（フロー）と資産（ストック）のどちらにも支出されている可能性があります。具体的には、建物や工作物の取得が行われる「工事請負費」ですが、中には維持補修的な支出も含まれます。維持補修的な支出は費用（フロー）に区分されますが、建物や工作物の取得については資産（ストック）に区分されます。

また、一件の歳出（「工事請負費」）の全額が資産（ストック）整備であった場合でも、その歳出の中で建物と工作物といった、種類や耐用年数が異なる複数の資産が同時に取得されている可能性があり、その場合は一件の歳出から二件以上の歳出仕訳を行うこととなります。さらに、建物や工作物といった有形固定資産は、固定資産台帳にならい「事業用資産」「インフラ資産」を区別して仕訳を行う点にも注意が必要です。

なお、資金仕訳の仕訳要領は、次頁のとおりです。

別表6 資金仕訳変換表

- 1 本表は、現在までの検討に基づき作成したものであって、今後の実務経験・検討を通じて、拡充改善されるものである。
- 2 本表の対象は、歳入歳出(現金取引)に関する仕訳に限定している。未収金、未払金、徴収不能引当金、その他非資金取引等に関する仕訳は《別表7 非資金仕訳例》に記載している。
- 3 予算科目名に「※」印を付したのものについては、複数の仕訳が発生するため《別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)》及び《別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)》を参照されたい。
- 4 4表で例示

別表6-1 歳入科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.都道府県税、市町村税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都道府県交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
軽油引取税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都道府県支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子及び配当金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
財産(不動産・物品)売払収入※				
生産物売払収入※				
13.寄付金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金		【仕訳不要】		
16.諸収入				
延滞金、加算金及び過料等	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
都道府県・市町村預金利子	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
収益事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(固定負債)
雑入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
17.地方債	CF	地方債発行収入	BS	地方債
(特別会計に固有の科目)				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
連合会特別交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
診療収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
賦課金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)

別表6-2 歳出科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賃金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料※				
賄材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料・自動車損害保険料等	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金※				
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				
29.繰上充用金※				



別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)

歳入科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財書	勘定科目名	財書	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したのか投資活動支出の財源に充当したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したのか投資活動支出の財源に充当したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
(国庫補助金にマイナスを立てる仕訳)	NW	国県等補助金	CF	国県等補助金収入(業務又は投資)
財産(不動産・物品)売却収入	1 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減価基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2.利息分については、PLの収益として処理。 3.償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息額分を収益に振り替えてもよい(《別表7-1》参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償還金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)



別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)

歳出科目から勘定科目を特定することができないときは、次の例を参考に、取引内容を検討のうえ、科目及び金額を特定して仕訳を行う。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、《別表7-1》の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
修繕料	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費で処理する。			
(例)建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例)資産形成以外	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
	PL	物件費	CF	物件費等支出
委託料	1.工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるのを、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2.自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
(例)ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建設仮勘定)	BS	建設仮勘定(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)資産形成以外(事務委託等)	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのを、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
(例)事業用建物工事	BS	建物(事業用資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建物)	BS	建物(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1.インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2.なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
(例)建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例)土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成に繋がらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出(原則として50万円以上)、消耗品費支出が混在している可能性があるのを、これを分け、資産については科目を特定する。			
(例)物品の購入(50万円以上)	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
負担金、補助及び交付金	都道府県が支出する地方消費税交付金、地方消費税清算金(歳出)の勘定科目の一例として、次のとおり仕訳処理する。			
地方消費税交付金	PL	移転費用(補助金等)	CF	移転費用支出(補助金等支出)
地方消費税清算金(歳出)	NW	税收等	CF	業務費用支出(その他)
貸付金	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に貸付に要する事務費用があれば、これを別途に抽出する。 2.短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらかじめ財源仕訳は行わない。 3.貸付に付随する事務費用はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
補償、補填及び賠償金	1.資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する。 2.資産形成につながらない収益的支出は、PLその他(移転費用)として処理する。			
(例)建物	BS	土地	CF	公共施設等整備支出
(例)土地	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年内償還予定地方債元本償還	BS	1年内償還予定地方債	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他(固定負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
投資及び出資金	投資等の科目を特定する。			
有価証券購入	BS	有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS	出資金	CF	投資及び出資金支出
公営企業への出資金(一例)	BS	投資及び出資金(その他)	CF	投資活動支出(投資及び出資金支出)
その他の投資	BS	その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金	積立金等の科目を特定する。 減債基金のうち固定資産になるものと流動資産になるものの区分については、以下のとおり。			

	【固定資産】 ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの 【流動資産】 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの なお、1年以内に償還予定の満期一括償還地方債の償還のために減債基金に積み立てたものについては、当該満期一括償還地方債を流動負債に振り替えるのに合わせて、流動資産に振り替えることも考えられます。	
財政調整基金	BS 財政調整基金	CF 基金積立金支出
減債基金 (長期)	BS 減債基金(固定資産)	CF 基金積立金支出
減債基金 (短期)	BS 減債基金(流動資産)	CF 基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS その他(基金)	CF 基金積立金支出
繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の積立である場合に分け、後者については、基金を特定する。	
他会計への経常移転支出	PL 他会計への繰出金	CF 他会計への繰出支出
繰上充用金	当年度・翌年度に分けて仕訳処理を行う。	
(当年度)	CF その他の収入(財務活動収入)	BS その他(流動負債)
(翌年度)	BS その他(流動負債)	CF その他の支出(財務活動支出)

(総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改定)」106～110頁)

### 3. 貸借対照表計上額

---

貸借対照表の各勘定科目の計上額については、別添資料「貸借対照表の各勘定科目内訳表」をご参照ください。

なお、有形固定資産及び無形固定資産は、固定資産台帳より値を引用しています。

### 4. 行政コスト計算書計上額

---

行政コスト計算書は、歳入歳出執行データの自動仕訳の結果及び非資金仕訳の結果をそれぞれの勘定科目に計上して作成を行っています。勘定科目の内訳は、別添資料「行政コスト計算書の各勘定科目内訳表」をご参照ください。

### 5. 純資産変動計算書計上額

---

純資産変動計算書について、財源の勘定科目それぞれの値は、歳入執行データの自動仕訳の結果より作成しています。勘定科目の内訳は、別添資料「純資産変動計算書の各勘定科目内訳表」をご参照ください。

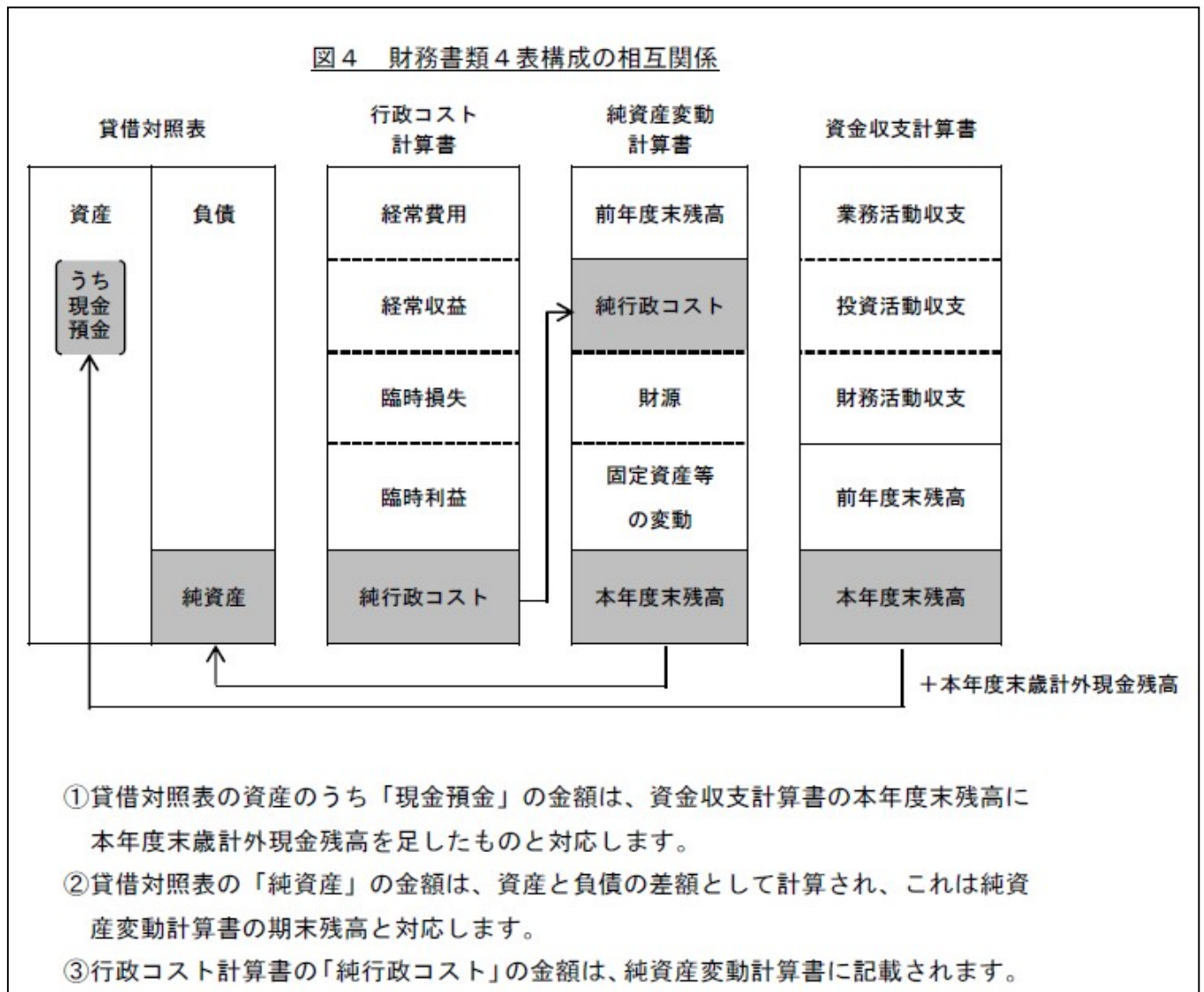
### 6. 資金収支計算書計上額

---

資金収支計算書については、歳入歳出執行データの自動仕訳の結果及び歳計外現金のヒアリング結果を基に作成を行っています。勘定科目の内訳は、別添資料「資金収支計算書の各勘定科目内訳表」をご参照ください。

## 7.4 表の関係性について

作成した財務書類の各表の関係性は以下のとおりです。  
各会計の財務書類において、4表の相互関係が成り立っていることを確認しています。



(総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」31～32頁)

## 8. 法適用会計及び連結団体の読み替え作業

連結財務書類の作成を行うため、現在、法適用会計で作成されている決算書を、統一基準による財務書類の勘定科目に合わせるために読み替え作業を行いました。

また、地方三公社・第三セクター等につきましても、同様の方法にて読み替え作業を行いました。

下図は水道事業会計の読み替え例です。

(1) 水道事業又は工業用水道事業  
1. 連結科目対応表(平成27年度決算以降)

【水道・工業用水道BS】

現行制度 (S/D:地方公営企業法施行規則)	区分No.	読替元区分No.	統一的な基準による財務書類
1 固定資産			固定資産
(1) 有形固定資産			有形固定資産
ア 土地	1		專業用資産
イ 建物	2		土地
減価償却累計額	3		建物
ウ 構築物	4		建物減価償却累計額
減価償却累計額	5		工作物
エ 機械及び装置	6		工作物減価償却累計額
減価償却累計額	7		船舶
オ 車両運搬具	8		船舶減価償却累計額
減価償却累計額	9		浮標等
カ 船舶	10		浮標等減価償却累計額
減価償却累計額	11		航空機
キ 工具、器具及び備品	12		航空機減価償却累計額
減価償却累計額	13		その他
ク リース資産	14		その他減価償却累計額
減価償却累計額	15		建設仮勘定
ケ 建設仮勘定	16		インフラ資産
コ その他有形固定資産	17	※	土地
減価償却累計額	18	1	建物
有形固定資産合計		2	建物減価償却累計額
		3	工作物
		4	工作物減価償却累計額
		5	その他
(2) 無形固定資産		10,17	その他減価償却累計額
ア 水利権	19		建設仮勘定
イ 借地権	20		物品
ウ 地上権	21		物品減価償却累計額
エ 特許権	22	6,8,12 ※	無形固定資産
オ 施設利用権	23	7,9,13	ソフトウェア
カ リース資産	24		その他
キ その他の無形固定資産	25	24	投資その他の資産
無形固定資産合計		19,20,21,22,23,24,25	投資及び出資金
			有価証券
(3) 投資			出資金
ア 投資有価証券	26	26	その他
イ 出資金	27	27	投資損失引当金
ウ 長期貸付金	28		長期延滞債権
エ 貸倒引当金	29		長期貸付金
オ 基金	30		基金
カ 長期前払消費税	31	28	減価基金
キ その他投資	32		その他
減価償却累計額	33	30	その他
投資合計		30	徴収不能引当金
		31,32,33	
2 流動資産			流動資産
(1) 現金・預金	34		現金預金
(2) 未収金	35		未収金
(3) 有価証券	36		短期貸付金
(4) 受取手形	37		基金
(5) 貯蔵品	38		財政調整基金
(6) 短期貸付金	39		減価基金
(7) 前払費用	40		棚卸資産
(8) 前払金	41		その他
(9) 未収収益	42	38	徴収不能引当金
(10) 貸倒引当金	43	36,37,40,41,42,44	繰延資産
(11) その他流動資産	44	43	資産合計
流動資産合計			
資産合計			

※ 区分No.14,15は、資産の内容によりインフラ資産内の科目と物品に振り分ける。  
区分No.24は、資産の内容によりソフトウェアとその他に振り分ける。

※ 区分No.30は、基金の内容により「減価基金」と「その他」に振り分ける。



## 9. 連結団体の按分表

連結対象である一部事務組合及び広域連合の財務書類を受領し、負担割合を用いて按分作業を行っております。

連結対象団体と、それぞれの按分割合は、別添資料「連結作業（一組按分・相殺消去）」をご参照ください。

## 10. 連結相殺消去作業

連結対象会計間での取引を単純合計後の値から相殺消去をすることで、純計を算出しています。相殺消去を行った勘定科目及び金額については、別添資料「連結作業（一組按分・相殺消去）」をご参照ください。

相殺消去の確認を行う項目については、下図をご確認ください。

**【図9 相殺消去の典型的な類型】**

取引のパターン	必要となる相殺消去	
ア 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表の「投資及び出資金」の「出資金」または「その他」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表の「純資産の部」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表の「長期貸付金」または「及び短期貸付金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表の「地方債等」または「及び1年内償還予定地方債等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
ウ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）	(補助した側) ・行政コスト計算書の「補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・純資産変動計算書の「国県等補助金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
エ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）	(繰出した側) ・行政コスト計算書の「他会計への繰出金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・純資産変動計算書の「税金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
オ 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）	(売却した側) ・行政コスト計算書 ・売却損が生じた場合 「資産除売却損」(資産売却損相当額)を減額 ・売却益が生じた場合 「資産売却益」(資産売却益相当額)を減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額	(購入した側) ・貸借対照表 ・売却損が生じた場合 資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算 ・売却益が生じた場合 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額
カ 委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）	(委託した側) ・行政コスト計算書の「物件費」を減額 ・資金収支計算書の「物件費等支出」を減額	(受託した側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額
キ 利息の支払と受取（取引高の相殺消去）	(利息を受け取った側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他の収入」を減額	(利息を支払った側) ・行政コスト計算書の「支払利息」を減額 ・資金収支計算書の「支払利息支出」を減額

(総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」193頁)

## 11. 資料

---

- 統一的な基準による財務書類4表（一般会計等、全体、連結財務書類）
  - ・ 連結精算表
  - ・ 注記
  - ・ 附属明細書
  - ・ 分析資料
- 別添資料
  - ・ 貸借対照表の各勘定科目内訳表
  - ・ 行政コスト計算書の各勘定科目内訳表
  - ・ 純資産変動計算書の各勘定科目内訳表
  - ・ 資金収支計算書の各勘定科目内訳表
  - ・ 連結作業（一組按分・相殺消去）